

**平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会
第2回若葉区役所部会議事録**

1 日時：平成27年7月3日（金）午後2時～午後3時

2 場所：千葉市若葉区都賀コミュニティセンター 2階 会議室

3 出席者：

(1) 委員

稲垣 総一郎委員（部会長）、織戸 正道委員（副部会長）、秋元 稔委員、
淡路 睦委員、田部井 正次郎委員

(2) 事務局

三浦地域づくり支援室長、近藤主査、高柳主任主事、平川主任主事

4 議題：

(1) 指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について

ア 千葉市若葉区都賀コミュニティセンターについて

(2) 今後の予定について

(3) その他

5 議事概要：

(1) 指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について

ア 千葉市若葉区都賀コミュニティセンターについて

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

(2) 今後の予定について

今後のスケジュールについて、事務局から説明した。

(3) その他

委員からの質問等を受け付けた。

6 会議経過：

○事務局職員 本日は、お忙しい中、皆様方にはお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は非公開です。それでは、ただいまより平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回若葉区役所部会を開会いたします。

本日の会議ですが、先ほどお話ししましたとおり、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について、平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項に定める非公開事項に該当することから、全て非公開いたします。

また、本日は、夏期節電及び地球温暖化防止の取り組みの一環として、職員は軽装とさせていただきますので、ご了承ください。

続きまして、委員の方のご紹介ですが、お手元の資料の資料2の千葉市市民局指定管理者選定評価委員会若葉区役所部会委員名簿をご覧ください。前回の部会からは変更はございませんので、こちらの委員名簿により、ご紹介にかえさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、机にお配りいたしました最初に諮問書の写しと書いてあるものです。ありますでしょうか。次に、次第でございます。3番目が席次表になっています。

続きまして、2枚目の「平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回若葉区役所部会事前送付資料からの変更点」について、ご説明をさせていただきます。資料4-1の15ページですが、9番のところで指定管理料、送付したものにつきましては金額が入っておりませんでした、金額が2億8,088万2,000円に確定いたしました。

同じく資料4-1の20ページにつきましては、こちら誤記がございました。

次に、資料4-4になります。こちらは協定書案ですが、こちらの2ページの第4条、新しいほうですけど、「以下「募集関係図書等」という。」を削除する形になります。

同じく、2ページの第7条第2項につきましては、新しく文章を変えた部分を読ませていただきます。3行目の下、「以下これらを総称して「募集関係図書等」という。募集関係図書に定める条件は、提案書類に記載された条件を優先するものとし、募集関係図書に定める条件の水準を提案書類に記載された条件の水準が上回る場合は、当該上回る部分については提案書類に記載された条件を優先する。」こちらにつきましては、提出書類に記載された条件が募集関係図書の条件を上回る場合、どちらを優先するかを明確にしたものであります。

次に、ファイルのほうをお開きいただいてもよろしいでしょうか。資料1、こちらが「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回若葉区役所部会の進行表」になっております。

資料2をご覧くださいませでしょうか。こちらが「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会若葉区役所部会の委員名簿」になります。

次に、資料3「若葉区役所部会で審議する公の施設一覧」です。

続きまして、資料4-1から5ですが、資料4-1は「千葉市若葉区都賀コミュニティセンターの4-1は指定管理者募集要項(案)」になります。続きまして、資料4-2、こちらが「指定管理者管理運営基準(案)」になります。続きまして、資料4-3、こちらが「指定管理者指定申請書類(案)」になります。続きまして、資料4-4、こちらが「基本

協定書（案）」になります。最後になりますが、資料４－５が「指定管理予定候補者選定基準（案）」となっております。

続きまして、資料５になりますが、こちらにつきましては、「今後の予定について」ということとなります。

続きまして、参考資料ですが、参考資料１「千葉市コミュニティセンター設置管理条例・管理規則の新旧対照表」となっております。続きまして、参考資料の２、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、次に、参考資料の３、「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」、こちらは平成２２年７月１６日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の議決事項を載せております。続きまして、参考資料４、「部会の設置について」、こちらは平成２４年７月２４日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の議決事項として載せております。

以上をお配りしておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

本日の出席委員は、全委員の出席となっておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第１１条第７項において準用します第１０条第２項に基づき、会議は成立しております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

これからの議事につきましては、進行を部会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○部会長　それでは、次第に従いまして議事を進行してまいります。ご協力のほど、よろしくお祈いします。

はじめに、議題１の指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項についてに入らせていただきます

それでは、まず、本日の審議の流れについて、事務局からご説明をお願いします。

○事務局職員　座って説明させていただきます。

これから皆様には、これら募集関係書類に関して、修正すべき点などについてご審議をいただきます。そして皆様からいただきましたご意見を反映したものを次期指定管理者の公募に係る募集関係書類として作成し、それをもって公募を開始する流れとなります。

なお、公募に当たっては、先ほどご説明した資料のうち、募集要項、管理運営の基準、指定管理者指定申請書類、基本協定書を公表します。選定基準につきましては、選定前に公表することで適正な選定業務に支障を及ぼすことが懸念されることから、選定が終了するまでは公表いたしません。

事務局からの説明は以上でございます。

○部会長　ありがとうございました。

それでは、施設の募集条件等に係る審議に移ります。

千葉市若葉区都賀コミュニティセンターについて説明をお願いします。

○三浦地域づくり支援室長　それでは、千葉市若葉区都賀コミュニティセンターの募集関係書類についてご説明いたします。

なお、募集関係書類につきましては、多くの部分で、市内コミュニティセンターで共通に設定した内容となっておりますので、都賀コミュニティセンターとして独自に設定した部分とともに、特にご留意いただきたい共通設定した部分の内容について主にご説明をしたいと思います。

では、資料4-1、募集要項についてご説明いたします。

資料4-1をご覧ください。この要項は、施設の設置管理条例及び管理規則を踏まえ、対象施設の概要、業務の範囲、リスク分担、選定スケジュールなど募集の概要を記載したものであり、市の指定管理者制度の所管課が全庁的に標準的なひな形を示したものにコミュニティセンターの特性を加味し作成しております。

まず、2ページをお開きください。2ページの1番目、「指定管理者募集の趣旨」、そして2番目の「募集要項等の定義」につきましては、先ほど申し上げましたひな形に基づく共通の内容となっております。

続きまして、3ページをお開きください。「3 公募の概要」です。まず、「(1) 管理対象施設」は、都賀コミュニティセンターと都賀いきいきセンターが併設された施設であり、現在と同様に都賀コミュニティセンターの指定管理者が建物を一括管理いたします。次に、「(2) 指定期間」ですが、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。次に、「(3) 業務の内容」につきましては、管理運営の基準の中でご説明いたします。次に、「(4) 選定の手順」は、記載のスケジュールで進めていくこととしております。なお、選定評価委員会のヒアリング、選定の実施につきましては、記載の7番目のところでございますが、平成27年10月9日金曜日を予定しております。

次に、4ページ、「4 管理対象施設の概要」ですが、こちらは、「(1) 設置目的等」と「(2) 特徴」は共通の内容となっております。まず、「(1) 設置目的等」ですが、条例上の設置目的は、市民のコミュニティ活動のための施設と位置づけられていることを踏まえて、施設の目的、目指すべき方向性を示したビジョンはコミュニティ活動を促進し、市民の連帯感を醸成するもので、市民主体の住みよいまちづくりを推進することとしております。また、このビジョンを実現するため、ミッションは、コミュニティ活動の場を低廉な料金で安定的に供給すること、地域の特性を踏まえてコミュニティ活動の契機となる事業を企画、実施すること、コミュニティ活動を行う上で必要となる情報の発信の場となることの3つとしています。以上の設置目的等を受け、次の「(2) 特徴」にございますように、「ア」としまして、「コミュニティ活動の場と機会の提供」、「イ」としまして、「情報発信、相談機能」をそれぞれ記載された考え方に基づいた運営を行っております。

続きまして、5ページですが、「(3) 施設の概要」につきましては、記載のとおりでございます。次に、「(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え」につきましては、こちらは市全体で共通した内容となりますが、指定管理者制度導入により市民サービスの向上を

図り、さらに多くの市民に利用していただく効果を見込んでおります。したがって、市といたしましては、指定管理者に民間事業者としてのノウハウを活用した質の高いサービスの提供や魅力的な事業の実施、施設の利用促進、効果的な広報活動などにより施設の利用が促進されることを期待しています。したがって、具体的な成果指標としましては、一番上ですが、①として諸室の稼働率と、②として施設利用者数、こちらは体育館の個人利用者数を設定いたしました。体育館につきましては、28年度から専用使用が導入されますが、成果指標としまして正確に人数の把握が可能な個人の利用者数を用いることといたしました。なお、数値目標についてですが、諸室の稼働率につきましては、過年度の稼働率を見ると一定の傾向が見られず、年度によってばらつきがあるため、年平均で1%ずつ増加させていくことを目標に、最終年度となる32年度で46.2%の達成を目指すこととしたいと思います。

また、2番目のスポーツ施設の利用者数ですが、こちらは過年度の稼働率の推移を見ると減少傾向にあるため、指定管理者の創意工夫により年平均で1%ずつ増加させていくことを目的に、32年度に1万7,358人を目標としたいと思います。成果指標の数値目標の設定の根拠ですが、先ほどお配りした資料の2枚目に添付しております。目標の選定の考え方としましては、過年度の推移を見ますと、24年度から26年度の3年間の比較になりますが、24年度から25年度にかけてはマイナス0.7%、25年度から26年度につきましてはプラス1.8%と、上下、ばらつきがあって一定の傾向が見られず、目標の設定に悩んだのですが、やはり今後も指定管理者の創意工夫等をもって少しずつ稼働率を上げて欲しいという期待を込めて、1%に設定をいたしました。

これを受けまして、26年度の稼働率の実績が40.2%ですので、1%ずつ上げて、32年度に46.2%としたいと思います。なお、この率につきましては、それぞれ諸室全てについて1%ずつ上げていく設定になっております。

続きまして、次のページですが、体育館の利用者数でございます。こちらの数値目標は、指定管理に係る最終年度で1万7,358人という細かい数字になっておりますが、次の指定管理期間では体育館の専用使用が行われるため、個人利用が可能な日を292日、81.4%と見込み、26年度の利用者実績2万88人に掛け合わせ、26年度の実績を1万6,352人と推定いたしまして、この数字を年1%ずつ上げていくということで、平成32年度には1万7,358人に設定をいたしました。なお、この端数を切って、例えば1万7,000人にしてしまうと、平成30年度の目標水準(17,016人)を下回ってしまうことになってしまいますので、前年度の目標水準を下回らないように、あえて1人単位までの目標設定としております。

1%の根拠としましては、24年度から25年度の状況を比較しますと、伸び率で5.4%のプラスですが、25年度と26年度を比較しますと、マイナス7.7%という状況になっており、平均マイナス1.2%ということで、こちらもどちらかという減少をしていくような傾向が見られておりますので、何とか指定管理者の工夫によって前年度を上

回っていくような利用計画、利用の状況をつくり出して欲しいと考えて、目標の伸び率を1%に設定いたしました。

成果指標、数値目標の説明については以上でございます。

資料4-1の6ページに戻っていただきまして、「5 指定管理者が行う業務の範囲」につきましては、こちらは市全体的に共通の内容で記載のとおりでございます。なお、詳細につきましては、管理運営の基準で記載してございます。

次に、7ページですが、「6 市の施策等との関係」から、8ページの「7 指定管理者の公募手続」につきましては、具体的な日時以外の部分につきましては共通の内容となっております。また、11ページからの「8 応募に関する事項」につきましても、こちら市全体的にこの内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、15ページでございますが、「9 経理に関する事項」です。この中の「(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの」の指定管理料の基準額については、先ほど説明しましたとおり、指定期間全体の指定管理料の基準額は2億8,088万2,000円としております。指定管理料の算定の考え方としましては、人件費、事務費、管理費の支出合計額から、諸室、体育館の利用料金収入を差し引いた額を指定管理料の基準額といたしました。なお、利用料金収入に関しましては、26年度の実績を基準としまして成果指標で設定した数値目標を達成することを前提として算出いたしました。また、利用料金は、28年4月1日時点の設定単価を採用し、29年度の消費税増税に伴う利用料金改定は見込んでおりません。また、支出額につきましては、26年度の指定管理者の支出決算額をベースにして算出した27年度の支出額を基準にいたしまして、28年度以降の各年度の支出額を算出しております。具体的には、2015年2月の大和総研の日本経済中期予測に記載された企業物価指数の対前年度伸び率を用いて、前年度の支出見込み額にその年の伸び率に相当する額を上乗せしました。なお、29年度の消費税増税につきましては、企業物価指数の伸び率に含まれているため、別途の調整はしておりません。これについても市で共通の考えのもと、算定しております。

次に、16ページの「(5) 利益の還元(剰余金の取り扱い)について」ですが、指定管理者が管理業務に当たり自主事業の実施により利益を得た場合、その利益は指定管理者の経営努力によるものである一方、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものと考えられるため、剰余金が総収入の10%を超えるような計画を大きく上回る利益があった場合には、10%を超える部分の2分の1を市に還元することを求めるものです。なお、自主事業の収支が赤字になる場合には、自主事業の収支を除いて計算することとしております。

次に、19ページをご覧ください。「10 審査選定」の「(2) 審査基準」ですが、こちらは、次期指定管理予定候補者の選定を行うにあたっての審査基準として、審査項目及び配点について記載しております。内容につきましては、別途、選定基準のところでご説明いたします。

次に、20ページ「13 その他」の「(1) 利用料金及び減免について」の現在の利用料金の割引についてですが、都賀コミュニティセンターの体育館に関しましては、10回分の料金に11回使用可能な回数券のみを取り扱っておりますので、その分の記載をしております。

募集要項の説明につきましては以上でございます。

続きまして、資料4-2、管理運営の基準のご説明をさせていただきます。

管理運営の基準は、指定管理者が行う業務の詳細、すなわち市が指定管理者に要求する指定管理業務の水準を示したものであり、市のコミュニティセンターの所管課が標準的なひな形として示したものに施設の特性等を加味して作成しております。

まず、2ページの「1 総則」につきましては、市全体のひな形と同様の内容になっておりますので、説明は省略させていただきます。

2ページの下段から始まる「2 施設運営に関する業務の基準」ですが、3ページの「(1) 施設貸出業務」のうち、「ア 使用時間」から「イ 休館日」、「ウ 職員の配置等」までについては共通の内容となっております。また、こちらの「エ 使用許可等」におきましては、指定管理者の許可対象としまして、都賀コミュニティセンターの諸室及び体育館を列挙して記載してございます。以下の手続につきましては、市共通の内容となっております。次に、「オ 使用申請の受付等」につきましては、基本的に市の共通のひな形に沿って現在の予約手続きに合わせた内容としており、28年4月1日以降の新予約システムへの移行を盛り込んでおります。

次に、4ページが一番下から9行目の「f 利用料金の減免」のところですが、これまでは減免した利用料金を指定管理料で補填しておりましたけども、今後は指定管理者が指定管理者の負担として、市は補填しないことを盛り込んでおります。

続きまして、5ページをご覧ください。「(イ) スポーツ施設の使用申請の受付等」ですが、スポーツ施設の使用申請、スポーツ施設の貸出につきましては、体育館は原則として個人使用とするため市内の体育館で共通の内容となりますが、専用使用日を設けることができることとしまして、「(b) 専用使用」の受け付けについて記載してございます。また、6ページの「g 回数券、定期券の取扱い」についても共通の内容を盛り込んでおります。

次に、7ページの「(2) 市からの事業実施受託業務」、「(3) その他の業務」につきましても市内のコミュニティセンターで共通の内容となっております。その他の業務の9ページの下部分からの「エ 災害時の避難者の受け入れ」ですが、こちらにつきましては、内容としては、市全体でほぼ共通ですけども、都賀コミュニティセンターにおいて避難所運営委員会が設立されたということ踏まえまして、避難所運営委員会に関する内容を盛り込んでおります。

続きまして、11ページをお開きください。「3 施設維持管理に関する業務の基準」ですが、施設維持管理の範囲を同じ建物に併設されている複合施設の都賀コミュニティセンターと都賀いきいきセンターとし、現在と同様に、都賀コミュニティセンターの指定管理

者が連携、調整して主にスケジュール調整などを図りながら維持管理業務を行うこととしました。ただし、備品の管理範囲については、いきいきセンターの備品は除き、都賀コミュニティセンターの備品に限ることとしております。以下、「(1)の建築物の保守点検業務」から17ページの「(10)その他の業務」までは共通の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、18ページの「4 経営管理業務に関する基準」についても共通の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。また、23ページから始まる「5 その他」についても、同じように共通の内容となっておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

24ページをお開きください。「6 自主事業」ですが、こちらは、若葉区として、「イ」ですが、「地域の魅力が高まるように、住民と連携して取り組む事業を計画すること」、こちらを盛り込みました。これは前回の部会でのご意見などを参考にしまして、指定管理者が住民のニーズを把握したり、住民の知識や経験などを活用したりするなど、住民と連携して地域の特徴を踏まえた事業に取り組んだり、地域資源を活かした事業に取り組むことで住民同士のつながりを広げたり、住民に地域の魅力を改めて認識してもらうことを意図するものです。

次に、「7 留意事項」につきましても共通の内容となっておりますが、26ページですが、「ク 業務の再委託」につきましても、再委託できないものとして、かっこ書きの部分ですが、「貸出業務など施設を利用する権利に関する処分及び指定管理者のノウハウを生かすべき業務など」を明記しております。

続いて、選定基準についてご説明させていただきます。

資料4-5をご覧ください。「指定管理予定候補者選定基準」につきましては、募集要項に記載している審査基準をより詳細に定めたものであり、審査の具体的な流れ、審査の方法、審査項目、採点の基準と方法、各審査項目の配点などを記載しています。審査基準につきましては、基本的には市内のコミュニティセンターで共通の内容となっております。

では、まず1ページをお開きください。こちらは「1 審査方式」を記載しております。この流れを示したのが2ページの「(4) 審査等の流れ」でございます。こちらにつきましては、応募者による提案書等の提出を受け、まず、事務局で形式的要件審査(第1次審査)を行った後、第2次審査としまして、選定評価委員会で提案内容の審査を実施し、指定管理予定候補者、第2順位、第3順位の候補者を選定していただきます。なお、選定評価委員会の審査は10月9日金曜日を予定しております。

次に、3ページをご覧ください。「2 形式的要件審査」ですが、応募者が資格要件に全て該当すること、また、イの失格要件のいずれも該当しないことを事務局で審査いたします。要件の具体的な内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページをご覧ください。「3 提案内容審査」ですが、指定の基準、審査項目及び配点はこちらのとおりでございますが、指定基準の一覧の中の「5 施設の管理に要す

る経費を縮減するものであること」と、その次の「6 その他市長が定める基準」に関する審査項目を除く各項目につきましては、原則として5点を配点しておりますが、コミュニティセンターの特性等を考慮しまして、重要な審査項目として位置づけ、配点を加している項目がございますので、これらの内容についてご説明いたします。

5ページをお開きください。「イ 審査項目の配点の考え方」ですが、「1 (1) 管理運営の基本的な考え方」につきましては、施設の運営にあたっては、単に施設の貸し出しを行えばいいというものではなく、設置目的、ビジョン、ミッションを踏まえた管理運営を行うことが重要であると判断しまして、10点に加点しております。次に、「4 (4) 施設の利用促進の方策」につきましては、コミュニティセンターの利用が促進されることでコミュニティ活動が活性化されるという効果を期待しまして、10点に加点しております。

次に、「4 (7) 成果指標の数値目標達成の考え方」につきましては、本市の設定する成果指標及び数値目標をより効果的、効率的に達成するため重要な項目であり、この目標の達成がコミュニティ活動の促進につながると考えられることから、10点に加点しました。なお、先ほどご説明しましたとおり、都賀コミュニティセンターでは数値目標として、諸室の稼働率を46.2%、体育館利用者数を1万7,358人以上に設定しております。

次の「4 (8) 自主事業の効果的な実施」ですが、こちらは、創意工夫ある自主事業の実施によりコミュニティ活動が促進される効果を期待しまして、10点に加点しております。次に、「5 (1) 収入支出見積りの妥当性」につきましては、適正な収入支出計画は、安定的な管理運営費が不可欠であると判断しまして、10点に加点しております。最後に、「5 (2) 管理経費(指定管理料)」ですが、指定管理者制度の目的の一つであります管理経費の縮減の実現性を判断することに加えまして、過度なコスト削減により市民サービスの低下につながる恐れがないかを判断することが重要であると判断しまして、20点にしております。また、各項目の審査・採点方法については、6ページ以降に記載のとおりでございます。

また、これまで説明しました資料のほかに、資料4-3といたしまして、応募に際しての指定管理者指定申請書類の様式集、資料4-4としまして、千葉市若葉区都賀コミュニティセンターの管理に関する基本協定書(案)を添付しておりますが、こちらについても市で基準的なひな形として作成したものであり特に変更等は加えておりませんので、説明は省略させていただきます。なお、この基本協定書には、施設の管理運営の詳細な事項や管理運営に当たって定める事項などを盛り込みますが、具体的な内容につきましては指定管理者が確定した後の協議を踏まえて作成することとなっております。

募集関係書類の説明につきましては以上でございます。

○部会長 今、ご説明いただきましたが、募集条件や審査基準等に関して、ご質問も含めてご意見がございましたらお願いします。

○委員 確認ですが、最初にお送りいただいたものと、今日用意していただいたものの変更点はこれだけでしょうか。

○事務局職員　　そうです。変更点は表に書いてありますとおりで、先に送っていた資料には新旧対照表だけがついておりますが、今回、全文を配付してあります。後は誤字による変更の2点でございます。

○委員　　わかりました。

○委員　　施設の稼働率の目標設定ですが、1%ずつ上がっていくということですが、これを設定して契約をする、結果としてどのぐらい縛りとか厳しくこれを査定するのか、あるいはいかなかった場合には減点にするとか、その辺の目標や考え方はどうでしょうか。目標設定があくまでも参考資料ということならそれでよいのですが。

○三浦地域づくり支援室長　　指定管理の提案において、この目標数値を達成するような事業計画を立てていただいて、それに向かって事業を進めていただくこととなります。

○委員　　その後、結果が著しく違ったとか、そういった場合はどうなりますか。

○三浦地域づくり支援室長　　その場合は、また年度評価において、年度評価とか5年間のまとまった部分で評価していきます。

○委員　　指定管理料に反映されるところまでは行かない、運営成果の目標のところまで、その程度でよろしいですか。

○事務局職員　　この指定管理料を算定するにあたって、利用料金や、どのぐらい収支がかかるかというのをこの稼働率を基礎として出しています。

○委員　　要するに、指定管理料の計算自体に、実は1%ずつ伸びることを前提にしていますね。だから稼働率が伸びないと、指定管理料は伸びる前提で計算されているから、伸びないと業者が損する、そんな関係ですね。ペナルティは、年度評価にも関係するかもしれないけど、差し当たり業者がその分収入が減ってしまう、1%ずつ伸びる前提の利用料金で指定管理料の計算が利用料金を引いた計算にさっきの説明になると思います。だから引いた計算になっているから、予定どおり伸びないと赤字になるというか、利益が減る、そういうペナルティを事実上受けるということですよ。指定管理料の計算に、かかるであろうコストから利用料金を引いて指定管理料を決めているわけですね。

○事務局職員　　そうです。

○委員　　それは1%伸びる前提の利用料金になっているから、伸びないと業者が損する、そういう仕組みですね。

○委員　　指定管理料は当初の計算で額を決定すると、これは基本的には変えることはできないですよ。稼働率が急に増えた場合や、逆に急に落ちた場合、目標達成に連動して精算はないですよ。そもそもこれは公の施設で、きちっと管理をやるのが前提だから、そういうところが、もしぐっと稼働率を減らした場合は、業者には気の毒な感じがしますがね。

○委員　　あまり稼働率を高くすると、結局、業者の人は大変になってしまふ。

○委員　　どこでも同じことだけど、難しいところだと思うのですけどね。

○委員　　そんなに1%も毎年伸びるのかなって、これは誰が見てもそう思いますよね。

- 委員 実施にあたっての目安だったら、まあいいのではないですか。
- 委員 指定管理料は変更しないですよ。もう5年間決めていますよね。
- 委員 委託契約になっておりますから、変えられないですね。稼働率が1%にいかなくても、それはもう仕方がないということになってしまいますね。
- 委員 1%にいかないと業者の手取りが減る、そういう計算ですね。だから逆に、1%のところを2%伸びると業者の手取りが増える。それをどの辺に置くかというものは全体的判断ですよ。
- 三浦地域づくり支援室長 明らかに利用の傾向が分かれば、それについての数値目標の設定ができるのですが。
- 委員 そうですよ。事業の性質として何個も売れたから幾ら仕入れるのとはすこし違うと思いますね。
- 委員 特にこのコミュニティセンター、25年度と26年度、大きく減っていますから、だから余り安定的には見られないから、年1%というのは非常にリスクが多いですよ。本当は、むしろ利用料金収入は別の計算でやってもよい気がします。25年度では7%ぐらい減っていますよね。
- 委員 この1%って金額にすると幾らぐらいですかね。
- 委員 利用料の減免とかいろいろ入っていて、金額は難しいです。
- 委員 例えば5年前に契約していますが、そのときにやはり目標設定したと思うのですよね。それがどのように評価されて、決着をつけようとしているのかを伺えれば大体同じ方向でいくと思うのですが。
- 委員 よろしいでしょうか。私の理解ですと、こちらの利用料金収入、これは毎年900万円程度です。利用者が1%増えれば、900万円の1%、9万円程度増えると思います。
- 委員 そんな程度ですか。
- 委員 そのように理解をしていますが。そういう形で指定管理料収入はずっと定額でもらえるわけですね。
- 三浦地域づくり支援室長 施設の稼働率を計算したところ、大体年間で1部屋20コマふえれば1%ぐらい増えます。
- 委員 だから、1%というと、そんな大きな、何十万とか、そんなものではない。
- 委員 そのような理解でいいですか。恐らく稼働率のことは、あまり過度なプレッシャーを与えてもしょうがないのではないかということですよ。
- 委員 できる限度ですよ、とりあえずできる限度ではないと。
- 委員 確かに利用率の1%を必ず達成しようとする、より来てくれそうな人だけに一生懸命アプローチして、今まで私たちが少しお話したような、これまで来なかった人とか使っていない部屋を使えるように人を呼んでこようとか、そういうふうに思いが至らないかもしれないのですね、もしかしたら。

○委員 なると思います。

○三浦地域づくり支援室長 このコミュニティセンターの利用については、例えば企業に貸すとか、利用範囲を広げようとしておりますので、そういったものを含めて利用促進を図っていければ、今までよりは稼働率の上昇につながられるのではないかと思います。

○委員 企業の利用促進というのは、こちらの運営されている会社の方がおっしゃっているのでしょうか、それとも市全体として、そういう利用もあるということなのでしょうか。

○三浦地域づくり支援室長 市全体としての方針です。

○委員 そうすると、より場所の良し悪しといいたいでしょうか、電車の駅から近いとか、そういうところはもしかすると、そういう利用が伸びるかもしれませんが、ここはそんなに近くないので、少しそれは難しいのかなという感じもします。ただ、そうすると、1%というのはそんなに大きくはないかもしれませんが、もし7.7%マイナスとしたら、年にすると9万円×7%で63万円ですよ。そうすると、意外と大きくなりますよね。

○委員 これは何でこんなに減りが大きいのか、余りよくわからないですね。26年はなぜ急に減ったのですかね、これは地震とか何かがあったわけではないし。

○三浦地域づくり支援室長 台風とか大雪の影響を受けました。

○委員 そうですね、このころはいろいろあったかと思います。商業施設ではないわけですから、指定管理料として一定の業務に対して定額を毎年払うようになっていきますよね。だから、目標数値が正しいかということを私は確認したかったのです。

○委員 前年度を上回るということは、毎年1%だから、最初の年度より5%上げなくてはいけないということになりますよね。

○委員 そうですね。5%というのはかなり大きいかもしれないですね。

○委員 それは意外と大きいですよ。

○三浦地域づくり支援室長 この1%というのは、事務局側で悩んで設定した数字なので、適切な見込みがもし分かるのであれば、教えていただきたいのですが。

○委員 結局、現状維持ではなく、目標だから少しぐらい上げて欲しいと、結論はそこにありますよね。平均等といろいろ書いていらっしゃるけど、目標を達成できなくても、その点自体はそんなに厳しく査定しないということですね。ある程度目標がないと困るといような、去年と同じようでは困るということですよ。

○委員 できるだけ創意工夫を大いにお願ひするというのが主で、経営的には、そんなに、やはりこの指定管理料の基準額が一番大きなところだと思うのです。

○委員 せめてすこしアップしてほしいという気持ちはありますけど、できるかどうか別として現状維持という目標では変ですよ。

○委員 だから経営的な側面よりも、地域の方にどれだけ利用してもらおうかという視点のほうが評価されるというふうに考えたほうがいいのかもしれない。

○委員 もう一つ、前回出してこちらに盛り込んでありますけど、地域の特性を活かし、

よく理解してもらって、いい提案をしてもらって欲しい。例として加曽利貝塚を私は挙げましたが、出ることを期待したいです。

○委員 一律に1%という目標があるのですが、地域的に伸びていくとこと伸びていかないところも当然あるのでしょうかね。

○三浦地域づくり支援室長 指定管理者に応募してくる方の画期的な提案とかアイデアを出していただけることを期待したいと思います。

○委員 今回の算定された基準額と、これまでの5年間の違いはどのくらいあるのでしょうか。今回は2億8,000万ですが、現5年間で指定管理料が。幾らだったのでしょうか。もし1%上乗せして実績をもとに1%ずつ毎年上乗せしたということであれば、下がるのかなと思ったのですよね。

○三浦地域づくり支援室長 これまでの5年間の指定管理料の合計が2億6,365万2,000円です。

○委員 少し増えたのですね。でも、その中での提案ですから、幾らで提案されてくるかということになりますよね。目いっぱいではないところもあるかもしれませんね。

○委員 諸室というのは値上げしているのですか、ずっと固定ですか。たしか一部、今まで無料だったのが有料になっていますよね。

○三浦地域づくり支援室長 23年度から有料になっております。

○委員 2年ぐらい前かと思いますが、見直しになって上げてあると思います。方針としては、5年以内に見直しの予定はないのですね。

○三浦地域づくり支援室長 消費税が上がったときは上げる可能性はあります。

○委員 上げる考え方もある、そうですか、ある意味では収入増えるわけですね。

○委員 そうすると、利用率が一時的に落ちる可能性はありますね。

○委員 さきほどの2億6,000万円というのは、実際の契約額ということですか、基準額ではなくて。

○三浦地域づくり支援室長 これは決算額です。

○委員 決算額。今回は基準額だから、基準額以下に落ちる可能性がある。だから上がっているとは限らないですね。

○委員 そうですね、上限ということですからね。

○委員 確かにこの間そんなに物価は上がってない、この5年間はほとんど横ばいですかね、すこし上がったけど、ほとんど変わってないのですので、前回からそんなに変わってないですよ。

○委員 逆に、自分が民間企業として応募しようということを考えた場合には、過去の利用率の変動幅と今後目標としておこなうてはいけない5年間の5%というのを見て、その誤差を恐らく自分たちの提案と金額に盛り込むかなという気もするので、どこでどういうふうに吸収しようかなというふうには考えると思います。そこの自由度が余りに低いと、多分、そういうことをご心配なさっている委員もいると思うのですが、どんなに

努力してもその目標達成が難しいということであれば、そもそも手が挙がらなくなってしまふということがあるのですよね。

○委員 過去の利用者の推移を応募者は見られるのですか、現在の指定管理者はもちろん分かるのでしょうか、そういうデータは公開になっているのですか。

○三浦地域づくり支援室長 請求すれば見られます。

○委員 資料になれば多分質問しますよね。

○委員 全く新規の応募者は、そういうデータがないわけですよね。実績があるかないかというのは、やはりハンディキャップがあるような感じがしますが、でもそれは仕方がない。

○委員 例えば高齢者に一定の減免をするので、利用者が増えても利用料金は増えないなど、いろんなことがあるから、管理料の計算方法はそんなに単純ではないですよね。引いているとはいうものの複雑な計算をした上でやっていると思うので、そんなにストレートに大きな差は出ないかもしれないですね。1%違うと、すごく違うかということ、そうではないですね。今お聞きして一番誰でも気になるところは、利用率が1%アップというような内容かなと直観的に思いますよね。

○部会長 そのぐらいで、ほかに審査基準とか点数のつけ方とかで何かありますか。

○委員 公募はどういう方法でやられるのですか。

○三浦地域づくり支援室長 公告とホームページへの掲載です。

○委員 関心のある業者は調べられるのでしょうか、できるだけ幅広くして、希望者があれば募ったほうがいいと思います。

○委員 資料4-2の3ページ目、一番下ですが、28年4月1日以降の予約システムは新たな予約システムの移行を予定していると説明がありましたが、この新たなシステムは、個人情報を含むような情報システムになるのですか。

○三浦地域づくり支援室長 このシステムについては、まだ我々のほうには今の段階では内容がわかりません。

○委員 利用者の情報ですよね。前回のお話では、利用者のうち、60代、70代の女性がかかなりのパーセントを占めるということでしたが、これは、すなわち、オレオレ詐欺に狙われやすい世代の方が利用者であるわけです。そうすると、この利用者情報が漏れると非常に影響が多いのではないかと思います。

そうしますと、資料4-5の4ページ、ここの審査基準の表がございますが、今、私が言った話は、ここの3番の(2)リスク管理及び緊急時の対応、そのあたりになるうかと思うのですね。それについては、一番後ろの9ページを見ますと、9ページの一番上、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと、これをしっかり管理しましょうと。これの(2)リスク管理及び緊急時の対応、配点5点となっていますが、ここを見ますと、情報漏えいについての文言が全然ありません。これはすこし考慮に入れたほうがよろしいのではないのでしょうか。

さらに言いますと、資料4-3の提案書様式11ページ、様式第10号ですね、これが関係する話ですので、ここでは、火災、盗難、災害等の事故云々とありますが、ここに1つ、PCからの情報漏えい云々について、指定管理者はどう考えているのかということを入れたらいかがかと思えます。

○三浦地域づくり支援室長　ありがとうございます。

○委員　それは市の管理の情報ではなくて、指定管理者の管理情報ですね。予約システムは減免の関係があるから年齢がどうしても入りますよね。

○三浦地域づくり支援室長　年齢は入ると思います。

○委員　あるいは年齢は、生年月日ではなくて何歳以上・以下とか、そういうところを直せないですか。この予約システムというのは、全コミュニティセンター共通のシステムですか。

○三浦地域づくり支援室長　全市共通のシステムです。

○委員　市の問題になると、指定管理者の問題ではなくなりますね。

○三浦地域づくり支援室長　はい、そうです。システムをつくって入れるのは市の管理となります。

○委員　全庁的に一括したシステムであれば、末端から漏えいしないということも大事ですね。

○委員　そうですね、指定管理者が使うものですので、人的な漏えいもあり得ますのでね。

○委員　どういう管理をするか、はっきりしませんが、情報漏えいの内容を入れておいて悪いことはないのです。

4-3の損益計算書、収支計算書その他これらに類する書類、ある一定の附属書類がないとわかりにくいので、附属書類を出して欲しいという希望です。どうしても出せという意味ではないのですが、できれば出してくれたほうがわかりやすい。その資料があったほうがよいが、これは義務ではない、出してくれるところと出してくれないところがある、そんな感じですよ。

○委員　これを見ますと、2の(1)事業報告、これでかなりのことが分かりますので、これでよろしいのではないのでしょうか。

○委員　資料4-5の8ページに財務状況の配点表がありまして、その評価、A、B、C、D、Eとあって、基準の表現のところですが、過去3年間の財政状態、経営成績が極めて良好で安定的に施設管理が行われて、財務リスクが“全くない”ですとか、次の項目も財務リスクが“認められない”とありますが、そこまで言い切れないのかなという感じがします。

○委員　これは、本当に全くないというのは、ほとんどないとか、ほとんど考えられないというのは全くと多分言える感じではないですね、これはよその会議でいつも問題になるのです。全くないと誰も言えないでしょうからね。

要するに、これは全部全くないのがゼロ、Aの点をとるところがゼロなのかというとおかしい、では、Bから始まるのかとなってしまうから、やはりAは必要なのでしょうね。

○三浦地域づくり支援室長　これは多分ほかの部会等でもお話が出たところですが、あくまでこれは提出された決算書類に基づいて判断して欲しいということになっています。

○委員　そうですか、何か表現が、他にあれば調整して欲しいですね。

○三浦地域づくり支援室長　将来にわたって全くないとは絶対に言えないのではないかなというようなご質問を伺ったということで、この項目については、提出された書類に基づいて判断して欲しい、書類の中で全くないというのであればAにするという考えです。

○委員　同様に、11ページでも「全くない」という表現が使われているので。

○委員　個人規模だと本当にアウトになると思うのですが、ある程度大手の場合であれば、どんな事件があっても、やりかけの事業を投げて逃走するかって、それはいいですね。事実上投げだすということは、大手の場合にはあり得ないので、そういう点では全くないと言えるのかなという感じはする。だけど、個人的な規模だと本当に夜逃げしてしまう場合もないことはない。

○委員　あくまでも提出された書類の範囲でということですね。

○三浦地域づくり支援室長　はい、そうです。

○委員　そういうことですね、書類に書いてある限りではということですね。

○委員　少なくとも私は、こういう5段階評価をするという発想は全然なかったですね。

○委員　点数をつけるためにやはり必要なのですか、5点、4点とか数字であらわさないか。

○委員　いただいた資料を数時間見ただけで財務リスクが全くないと言える人は、いないと思うのですがね。

○委員　5段階でつくったのだけど、結果、みんな3か4になるのでしょうか、何となく直観的だけれど。なかなか5はつけにくいですよ。

○委員　この5段階評価は無理ですよ、丸か、バツか、三角、せいぜい3つしか分け切れないと思います。

○委員　それですとみんな並んでしまって、1社に絞れなくなるから、技術的にやはり難しいですね。何か数値化しないといけないとは思いますが。

○委員　後の評価だと○、×、△の3段階ぐらいでできると思うのです。年度評価などは、別に細かく差をつけてもしょうがないから、要するに失格かどうかをつける。

新規の場合は、もし3・4社あった場合は、○、×、△では差がつかないのです。だから年度評価とこの場合は少し違ってもいいかなと思います。

○委員　もう一つ気になった点について、よろしいでしょうか。

資料4-2の9ページの下の方にエとして、災害時の避難者の受け入れというのがあって、これは恐らく前回の募集のときよりも、震災を踏まえて新しくというか、付け加え

られた部分かなという感じがするのですけれども、ここのエの文章の中の2段落目の3行目ですが、「災害発生時に市民同士が連携しながら、主体として避難所を開設、運営する体制を整備する」となっていて、この「主体として」と指定管理者が位置づけられると何か重い気がするのですけど。

これは、あくまで市が市民の安全を守るという意味では、市が主体なのかなと思うのですが、そののところはどうでしょうか。

○委員 必ずしもそうではなくて、ここはもう避難所運営委員会が設置されているのですよ。どことどこの自治会だとか市の担当者は誰かとか決められていて、その中でいろいろな訓練をして、何かあったときに対応することになっています。その際、この指定管理者がどう立ち振る舞うかということの表現だと思うのですが、ここ2・3年かけて各地域の避難所運営委員会が設置されてきているので、そういう流れの中で触れているということなのではないですかね。

○事務局職員 いまのご説明のとおりですが、震災を踏まえて、地震発生の際には行政が避難所の直近要員を割り当てていますが職員がたどり着かないので、初期は施設と周りの住民の方で対応していただくという考えから、避難所運営委員会というのをまず立ち上げて、そこでまずは受け入れて開設をしてから、徐々に行政からのバックアップしていくことになっています。

○委員 3日、5日ぐらいですね。

○事務局職員 そうですね、この避難所運営委員会というものが有効だということで、市では、3.11後に始めました。

○委員 その場合は、ここの施設の管理をする方のどなたかがこの近所に住んでいるということですか。

○事務局職員 可能な限りですね。

○委員 おられないかもしれないし、本当にそういうのはありますね。セキュリティがかかっていたら入れないところがあるから。

○委員 この前の応募のときに出たと思うのですが、やはり関係者がこの近くに住んでいるので歩いていきますという提案があったように思います。

○委員 そうですか。

○委員 そういう意味で点数がよくなるかも。

○委員 そうですね、強いですね。

○委員 提案の中身にそういうのがあってもいいわけですね。この近辺に所長とか副所長が住んでいますとか、そういうことがあると思いますね。

ただ、千葉の場合は、現実の問題として山や谷が崩れるというのはないので、千葉の避難訓練というのは、どっちかといったら、帰宅困難者中心ですよ。夜は家で寝ているから、むしろ昼間に何かがあって電車が止まったとき、ここで実際業務をやっている最中ですよ、そういう問題が起きるのは。だから現実問題としては、夜に駆けつけるのは実際あ

まりないかなという感じがしますね。

地震については、地震で家が壊れるというのはめったにないですものね。1人、2人は家が壊れる人があるかもわからないけど、だからそういう意味では、あまり夜中に集まることは実際ないかなと思っているのですが。

○委員 地域の環境によって違うと思うのですよね。この辺りは床上浸水などというのは少ないでしょうし、それよりは、火災が一番大きいのかな。集合住宅が集中している地域性、古い建物が密集しているところ、いろいろ想定をしながら訓練をするということが大事だと思います。

○委員 今、指定管理者になっている事業者はご存じだと思うのですが、文章で読むと、「主体として」と出てくると、すごく重いなと思いました。どこまでやらなくてはいけないのだろう、それこそ近所に所長を置いておかなければいけないのらうかとか。

○委員 その辺の考え方を整理しなければいけない。例えば、これは市の職員がやるべきだとか、あるいは学校の教員がやるべきだとかね。3. 1 1のときは、もう避難所はパニックでした。

○委員 3. 1 1のときは、ここはどうなったのですか。

○委員 ここには避難者はいなかったですね。運営委員会を立ち上げたのは、それ以降です。去年あたりからようやく避難所の訓練をやり始めたところですよ。

○委員 そこからが始まりなのですか。

○委員 はい。立ち上げが大変でした。

○委員 避難所運営委員会に参加して協力してやるようなイメージだったらいいと思うのですが、主体としてだと、何か自分が先頭に立って地域の皆さんを指揮して何かやらなくてはいけないのかなと、指定管理者なのにすごく責任が重いなというように感じました。

○委員 そうですね、おっしゃるとおりで、避難所運営委員会ですら指定管理者に求めているわけではないから。

○委員 今、例えば自治会などで防災部会みたいのところと接触するような機会があるのですか。そういうネットワークで、例えば防災委員会みたいのところに説明に行くと話を聞くとか情報交換をやるのか、そういうことについてはないのですか。

○委員 それはないのですけれども、地区連の中での意見交換はします。何かのときに、その地域にそのときにいる人たちを、あなたはうちの自治会ではないからだめだとは言えないわけです。それはもう臨機応変に受け入れを行うしかないですし、ここを利用して人がまず避難しなければいけないわけです。日中は利用者が一番考えられますからね。そういうことも想定しているのではないかなと思いました。

○委員 そういう運営委員会のいろいろな、ここはどうするというようなことは、それは自分たちで研究していただくということなのですね、委員会で決めていただく。

○委員 そういうことですね。

○委員 高齢者の利用率は、これからも上がっていくのでしょうかね、どんどんとね、全

体として見ると。そうでもないですか。

○委員 いや、上がるのではないですか。2025年がピークになる。

○委員 それに元気な人が増える一方だしね。それから、市の基準でどこかに高齢者、身体障害者等弱者が利用しやすくと書いてあるから、高齢者が入ってくるのだけど、高齢者は利用弱者なのかなと思って。それは90歳や95歳の人には利用弱者になるのでしょうけど、60歳、50歳になってくると、逆に利用強者になっているのではないかと。暇はあるし、逆に40歳までの人は暇がなくて困っていますが。むしろほっといたら来ない人に来られるようにするのが減免制度だと思うのですよね。先ほど聞いていて思ったのですが、実は高齢者ってほっといても来るのではないかと、減免したから余計来るって。

そういう例って何か研究したことがあるのかな。要するに100円、200円安いからって、高いからって高齢者がその施設を使わない。子どもは百円玉一つ、重要ですよ、確かに。でも65歳、70歳の人には100円や200円安くなったから、高いからって何の関係があるのか、その減免制度の効果があるのか分からない。ここでやってもしようがないけど、市のことだからね。

○委員 高齢者の規定があるからだと思います。

○委員 80歳、90歳になれば確かに利用弱者ですよ。そうすると、逆に、訪問介護ではないけど、何とか積極的にやる方法のほうがいいのではないですかね。だから、本当に利用を推進するのだったら、違った角度、家に引っ込みがちの人をむしろ見るべきで、そっちのほうが重要なのかなと思います。

○委員 小さいお子さんを連れてお母さん方の教室というか、赤ちゃん連れの子育て支援の一環のイベントで、赤ちゃんと一緒に体操したりするものを100円でやった場合と、無料の日というのでやると、無料の日にすごく集まるって聞いたことがあって、たった100円でもそんなに違うのだからって思いました。お年寄りとは30歳前後の世代の方では金銭感覚が違うのかもしれませんが、若いお母さんたちは、100円払うか払わないかで、そんなに違うということを知っています。

○委員 そうですね、子育て世代って、やはり100円、200円のために自転車に乗って出かけるのがありますよね。

○委員 そうですね。千葉市の第3次地域福祉計画が今年から始まりますが、子育て支援とか高齢者の、特に高齢者がどんどん増えていくわけで、介護にしる、どのように活動していくとか、その辺りに問題がありますよね。デイサービスとかデイケアまで行かなくても、ひきこもりの方がいろいろな形で参加する場とか、住み続けられるというところで何か政策的な事業計画が具体的にないといいなと思っています。

○委員 いかにも連れてくるかということやはり重要ですよ。待っていて料金さえ安くすればいいということでもない気がしますね。

○委員 さきほどおっしゃったひきこもりの方とかお年寄りの方とかということで、資料4-2の7ページに、市からの事業実施受託業務にコミュニティまつりとスポーツ施設の

無料化、絵本の読み聞かせがあるではないですか、この絵本の読み聞かせのような感じで「地域のお年寄りを集めたお茶飲み会のようなことをやってください。」と言うことはできないのですか。

○委員 お子さんも来てもらって、お年寄りがそういうようなことを提供するような側に立ってやるとかね。

○委員 これは市全体のことなのですかね、都賀コミュニティセンターだけではないのかな。

○委員 そういうことで、人が来るだけではなくて、ここで何か生きがいを感じるようなものができるよね。

○委員 そうですね、小さいお子さんも来て、そのお子さんと一緒に何か遊ぶとか、そういうことができるといいですね。

○委員 昔遊びをやるとか、お話しするとか読み聞かせなど。

○部会長 大分いろいろご意見をいただきまして、今のいろんなお話をまとめていただきました。

稼働率の設定をどの辺りに置けばいいか、稼働率についての意見が出されたということでもよろしいですか。

次に、避難所運営を「主体として」と言うと企業に重く感じると、書きかえてもいいのではないかと。避難所運営委員会と協力してなどとかですね。

次に、自主事業に住民との連携を加えたことはよいことだと。

また、選定基準に関しては、リスク管理に情報漏えい防止を追加したほうがよいということですね。

次に、A評価のところですね。その表現はもうすこしやわらかく変えて欲しいと、Aをなくすわけにはいかないし、Bからというわけにもいかないから、すこしBと違うところが書ければいいのだけど、BをAにしてもいいし、CをBにして、書き方を緩くしていく、ここだけ変えられない問題ですね。ここは検討していただきたいというぐらいでよろしいでしょうかね。以上のような取りまとめとなります。

この意見については、言葉とか修正は事務局で調整していただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございました。

以上、指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項についての審議は終了します。

次に、議題2 今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局職員 それでは、資料5の今後の予定についてご覧ください。

まず、次期指定管理予定候補者選定の流れについてご説明させていただきます。

本日ご審議いただきました募集条件、審査基準等につきましては、委員の皆様からのご

意見を反映させられるように検討して、修正できるものは修正いたします。

修正後の募集要項等を7月27日月曜日に公表し、指定管理予定候補者の募集を開始いたします。その応募者について、10月9日金曜日に予定しております第3回区役所部会にて委員の皆様へ審査、選定していただきます。なお、応募件数次第では、翌週の16日金曜日も予備日とさせていただきます。選定していただいた結果については、部会長から選定評価委員会会長へご報告いただき、その後、会長から市長宛てに委員会の意見として答申していただきます。その答申をもとに、指定管理予定候補者を決定し、仮協定を締結した後、12月に開催予定の平成27年第4回千葉市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出いたします。議決をいただきましたら、基本協定を締結し、平成28年4月から管理を開始することとなります。

また、部会の会議録及び委員会会長からの答申につきましては、千葉市のホームページにて公表することとなります。また、会議録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

次回の部会の会場などの詳細につきましては、後日改めて事務局からご連絡させていただきます。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

特にこの進行について、ご意見、ご質問はないですか。

(なし)

○部会長 応募が多かったら、もしかしたら予備日に審査しますか。

○事務局職員 はい。

○委員 前回は何社あったのですか。

○事務局職員 2社ありました。

○部会長 審査は、午前中は短い時間ですので1件ですかね。午後に2件やれるかどうかですね。ヒアリングもありますものね。そうすると、もしかしたら2日ぐらいかかるのではないかなど。そういうことで、そのときにまたご連絡をいただくということですね。

では、最後に、議題3のその他ですが、委員の皆さんから何かございますか。その他、こういったことが考えられるというような、せっかくだので、こういうことを言っておきたいみたいな意見はございますか。どこに当てはめていいかわからないような意見がありますでしょうか。

○委員 もし、この施設を運営している中での課題がある程度はつきりしているのであれば、「こういうことに対応できる事業を提案して欲しい。」と出したほうがいいと思います。ただ、一般的に提案をお願いしますと言っても、よく調べて、いろいろ資料請求して開示してもらってできればいいのですが、そこまでやるところとやらないところが出てきてしまうと思います。

さきほど委員がおっしゃったような、お年寄りの、ここはそういう地域だということをお知らせして、それに対応した、この地域に合った良い提案をお願いしますと

いう出し方がもしできるのであれば、早く効果が見込めるのかなと思います。例えば加曽利貝塚が近いから、それを絡めたイベントをやって欲しい、そういうのがあって特徴で、だけど、今はそれを使ってうまく事業がなされていないとか。ある程度方向性を、これとこれとこれがここの特徴だというように出したほうが良い提案が出るような気がします。

○委員 簡単に言うと、地域特性を理解、地域の特性を書いた提案というのでは、それでは分からないから、市のほうで特性をアピールするということですね。

○委員 そうですね、恐らく住宅地だからとか、そんなことしか出てこないと思うのですよ。そうすると、住宅地だったらどこも一緒になってしまうので。

○委員 地域的にざっくりしたことは言えないかもしれませんが、地域の特性というのは何なのかという、例えば、この地域の特徴というものを事前にお知らせ・情報提供するというだけでも随分違うだろうと思います。

○委員 若葉区は高齢者が多いというデータがありましたので、そのようなもうすこしヒントというか、あるいはテーマを出したほうが効率的な提案が期待できるのではないかと思います。

○三浦地域づくり支援室長 その辺は、8月5日に参加予定者に対して施設の説明会を行う予定ですので、その中で説明したいと思います。

○委員 確かにこれに書いてありますね、地域の特性を活かしたってあるのですが、すこし抽象的な感じがします。

○委員 その説明会で説明してくださるのでしたら、口頭でもよろしいのではないでしょうか。

○委員 何か機会があったら、すこし言ってもらいたい。民間は敏感だからかなり調べて、またそのときに対応すると思います。

○委員 この5年間、この先5年間、この辺りで大分変わるのでしょね、人口動態も変わるのでしょ。

○委員 6区の中でも高齢者率がまた高くなるので。若葉区の中でもかなり地域差はありますが、まずこの地域だとか桜木では、いわゆる子育て世代がいて、小学校でいえば1学年4クラスとか5クラスとか、桜木小や若松小は児童が多いのです。そういう地域もあるし、すこし行くと、もう1学年数人しかいないというところもあつたりします。だから運動会も小学校単独でできないので、今はほとんど春に行うのに、秋に町内運動会と一緒に小学校の運動会をやるとか、地域でかなり違います。

○委員 都賀コミュニティセンターは基本的にいうと、みつわ台地区の人などはあまりこちらに来ないのですかね、同じ若葉区なのでしょうけど、すこし何となく違ってきますよね。

○三浦地域づくり支援室長 来ていると思います。

○委員 来られるのだけど、みつわ台と都賀では離れた感じがしますよね。

○委員 線路を渡ってもいらっしゃるのですよね、何か線路があると分断されそうな感じ

がします。

○三浦地域づくり支援室長　モノレールで1駅ですから。

○委員　そうですね、モノレールで来られます。

○委員　1駅なのですが、何か別々みたいになっていますよね。都賀コミュニティセンターの周辺というのは大きな団地が少ないのですよね。

○委員　この辺りは戸建てですよね。

○委員　団地がないのですよ、この周辺は、二、三キロ範囲はね。

○委員　みつわ台と小倉と千城台、間がないですね。

○委員　千城台地区の人は千城台のコミュニティセンターがあるから、ここは駅の周辺だけになるという点では、画一的でやりやすいところなのかもしれないですね、農村地帯でもないし、いろいろな人がいないですからね。

○部会長　では、こんなところでよろしいでしょうか。

(なし)

○部会長　皆様のご協力によりまして本日の議事は全て終了します。ありがとうございました。

では、事務局にお返しします。

○事務局職員　本日は長時間にわたり慎重なご審議、どうもありがとうございました。

以上をもちまして平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回若葉区役所部会を閉会いたします。

委員の皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。